

御船町農業委員会会議録

平成 31 年 3 月 11 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 31 年 3 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 11 日(火) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分

2. 場 所 御船町第 2 分庁舎 大会議室

3. 主席委員 (14 名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛

委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治

委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子

委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫

委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄

欠席者 10 番 田端 幸治 12 番 藤岡 雅子 以上 2 名

最適化推進委員 10 名 参加

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

5 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について

7 議案第 14 号 農地中間管理事業の推進について

8 議案第 15 号 農地法の運用について第 4 (3) 非農地について

9 議案第 16 号 農作業基準賃金について

10 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項合意解約について

11 その他

5. 農業委員会事務局職員

係 長 緒方 弘和

主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は議会のため、藤野事務局長が欠席となります。かわりに、審議に入る前の総会の成立宣言をいたします。本日は、10番 田端委員、12番 藤岡委員から欠席の連絡をうけております。欠席者2名なので、御船町農業委員会規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、この総会が成立することを宣言いたします。また、本日は農地利用最適化推進委員全委員のご出席をいただいております。ありがとうございます。それでは只今より、平成31年3月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。体の調子があまりよくありません。弁舌さわやかにはなりませんが進めさせていただきます。ご協力お願いいたします。早速ではありますが、平成31年3月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。11番 芥川委員
13番 山本委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第11号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書1ページをご覧ください。

議案第11号

農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。平成31年3月11日提出
御船町農業委員会会長 富田 早苗。次のページをご覧ください。今月は、3条申請はございませんでした。4条・5条が上がってきております。では読み上げます。

4条申請番号①

土地の所在地

大字○○ 字○○ △番 地目 畑 面積 △㎡

申請者の住所・氏名

大字〇〇 △番地 〇〇 〇

転用目的 車庫

理由 4条 県許可であります。以上であります。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、担当の8番委員福島委員説明をお願いいたします。

8 番

はい、まずは、場所の説明を致します。資料の4ページをご覧ください。場所につきましては、役場から約△km程のところであります。国道△号線を〇〇〇から〇〇方面へ向かい△m付近から右折し、△mほど行った所であります。〇〇〇という集落であります。2月26日に現地確認へ参りました。7ページに現地確認時の写真がございますので、見ておいて下さい。確認されたら、2ページをご覧ください。農地の区分は、2種農地になります。面積は、△㎡であります。転用目的としては、熊本地震で住宅の建替えを余儀なくされ、手続きをしていた所、納屋として利用していた土地の地目が畑のままであったことが判明した。昭和42年頃に父が農業用倉庫を建築していたが、(平成10年に相続) 今後は自家用車の車庫として利用したいという意向で農地法第4条申請に至りました。一般基準の1から10までの項目に対しては、適当と判断致します。(排水同意・隣接農地の同意も得られます。) 現況としては、建物が建っておりますので始末書を提出されております。以上のようなことから総合判断と致しましては、許可相当と判断致します。皆さんの審議をよろしくをお願いいたします。 以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、8番 福島委員の説明に対して、質問及びご意見がございましたらお願いいたします。意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第12号を提案致します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書3ページをご覧ください。

議案第12号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成31年3月11日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。追加訂正がございます。申請番号⑥の〇〇〇〇〇ですが、本日お手元に配布しております始末書があります。現地確認時現場に砕石等が入っていたので提出していただきました。もう1点です。申請番号8番4ページから5ページに跨いで2筆議案書に掲載しておりますが、申請時点では2筆あったのですが、分筆が完了したので先週原本の修正がありましたので今から読み上げる数値の変更をお願いいたします。申請番号8番 土地の所在〇〇字〇〇△-△面積が△㎡となります。訂正をお願いいたします。議案の説明を致します。今回は8件10筆申請がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇〇 △番 地目 田 面積△㎡。
譲渡者住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇〇△丁目△-△
〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇〇〇△-△
(株)〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇

転用目的：宅地分譲

理由：5条所有権移転（県許可）

② 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇 △番△ 地目 畑 面積△㎡。
譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番 〇〇 〇〇
譲受人住所・氏名 〇〇都〇〇区〇〇〇〇△丁目△△
〇〇〇〇〇ビルディング△階 〇〇〇〇〇 〇〇(株)
代表取締役 〇〇 〇〇〇

転用目的：太陽光発電施設

理由：5条所有権移転（県許可）であります。

③ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目畑 面積△㎡。
譲渡人住所・氏名 〇〇〇県〇〇市〇区〇〇町△
〇〇 〇〇 外4名。
譲受人住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇町△-△
(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：建売分譲

理由：5条所有権移転（県許可）となります。

④ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △番 地目畑 面積△m²

譲渡者住所・氏名 大字〇 △ 〇〇 〇

譲受者住所・氏名 〇〇市〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸駐車場

理由：5条所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目 畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △ 〇〇 〇

譲受者住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△-△ 〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇〇

転用目的：資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）です。

⑥ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇〇 △番△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地△ 〇〇 〇〇。

大字〇〇 字〇〇〇 △番△ 地目畑 面積△m²。

大字〇〇 字〇〇〇 △番△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地△ 〇〇 〇〇。

譲受者住所・氏名 大字〇〇 △番地△ 〇〇 〇〇。

畑3筆 計△m²。

転用目的：貸資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）です。

⑦ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△番地△。

〇〇〇〇。

譲受者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町〇〇△番地 〇〇〇〇。

転用目的：賃貸住宅

理由：5条所有権移転（県許可）です。

⑧ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇 △番△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇 △番地 〇〇 〇〇。

譲受者住所・氏名 大字〇〇 △番地△ 〇〇 〇〇。

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）です。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。まず、申請番号①番です。①番の担当 5 番委員 荒木委員より許可要件等の説明をお願い致します。

5 番 議案第 12 号受付番号① (株)○○○ 代表取締役 ○○ ○。
はい、現地確認へ参りました。場所としては、11 ページに掲載されております。現地写真が 13 ページに掲載してあります。農地の区分としては、第 3 種農地であります。面積としては、 Δm^2 であります。転用目的と致しましては、役場より Δm ほど離れた場所に位置し、西側は農地に接するが、北側、南側は宅地、東側は道路に接し、国道も開通し近年は住居等の建築も盛んで、都市化が進んでいる。又、申請地周辺は公共施設も多く点在し、近年は交通の便も良好であることから宅地分譲用地としての転用計画し、農地法第 5 条申請に至りました。一般基準ですが、1 から 10 までの項目に該当するものは、適当と判断致します。雨水給排水に関しては、10 ページに記入してあるとおりであります。問題ないと判断致します。以上のことから総合判断として、許可相当と判断されます。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。①番の申請に対して、ご意見質問等はございませんか。無いようですので、この案件に対して、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。賛成多数で承認されました。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号②番、担当の 5 番 荒木委員説明をお願いいたします。
議案第 12 号 申請番号②番

5 番 ○○○○○○○ m^2 (株) 代表取締役 ○○ ○○○
はい、現地確認へ参りました。場所の方は地図が 17 ページ・写真が 19 ページに掲載されております。ご確認ください。ここは、第 2 種農地であります。面積は、 Δm^2 であります。申請地は、役場より $\Delta k m$ ほど離れた北側は道路、東側は宅地、南側、西側は農地に接している畑地であります。申請人は、太陽光発電システムの販売、施工を行っている業者であり、事業実施可能用地を探していたところ、申請地の土地所有者と土地の売買で合意し、農地法第 5 条申請に至った。給水に関しては太陽光でありますのでございません。雨水に関して

は、地下自然浸透であります。

一般基準です。1 から 10 までの項目に該当する項目については適当と判断致します。排泄同意・隣接農地の同意も得られております。よって総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。太陽光の申請でした。5 番 荒木委員の説明に対して、意見質問等がありましたらお願いいたします。

無いようでございますので、②番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号③番担当の 7 番池田委員でお願いいたします。

議案第 12 号 申請番号③番

(株)○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○

7 番

場所から説明いたします。

説明資料の 24 ページをご覧ください。先日現地確認へ参りました。申請地は、役場より△kmほど離れた○○○○○○○○○○等の工場が立地する住宅街に接している農地であります。北側の一部、東側、西側は農地、南側は道路、北側は宅地に接している。申請者は、不動産業を営んでおり、戸建住宅建築用地を探していた。7 棟の戸建を予定されております。申請地は上下水道管が埋設されている町道に接しており、立地条件が良いことから所有者と売買契約に合意し、農地法第 5 条申請に至りました。農地の区分は、第 2 種農地であります。面積は△㎡であります。転用目的は、戸建住宅建築であります。一般基準ですが、1 から 10 までの項目にしても適当と判断いたします。給排水に関しては、既設配水管から取水、雨水排水に関しては、位置指定道路内に側溝布設し、南側道路側溝へ放流する計画であります。又、汚水雑配水に関しては、既設公共下水道へ接続し放流する計画であります。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今の案件について、意見や質問等がございましたらお願いいたします。

意見がないようですので、この案件に賛成の方は、挙手をお願い

いたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番を提案いたします。担当の 7 番 池田委員お願いいたします。

5条申請④番

〇〇 〇〇

7 番 はい、説明いたします。現地確認いたしました。場所から説明いたします。30 ページをご覧ください。〇〇の近くであります。申請地は役場より△k mほど離れた東側は一部農地であるが、北側、南側、西側は宅地及び雑種地に囲まれた農地であります。申請人は、社会福祉法人の職員であり、隣接地の障害者福祉施設の土地の所有者である。既存の駐車スペースを利用者の運動場として確保することにより、職員及び送迎バス等の駐車場が不足することから、申請地の土地所有者と売買契約に合意し、農地法第 5 条申請に至りました。農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積としては、△m²です。転用目的は、駐車場であります。一般基準の 1 から 10 までの該当する箇所は適当と判断致します。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ここに福祉施設とかありましたか？

7 番 はい、ございます。一軒ぽつんとあります。

議 長 黄色い建物ですか？

7 番 はい、そうです。

議 長 あれが施設なのですか？

7 番 はい、障害者向けの施設であります。障害者が働いておられませう方々の運動する場がありませんので、今回の申請に至ったようであります。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見・質問等がございましたらお願いいたします。

いらっしゃいませんか。無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて送付いたします。続きまして申請番号⑤担当の池田委員説明をお願いいたします。

7 番 はい、現地確認に参りました。場所としては、36 ページをお願いいたします。申請地は、役場より約△km、○○○○○から△mほど離れた住宅街に存する農地であります。南側、西側は町道、東側は住宅、北側は里道を挟んで農地に接している。申請者は住宅建設用地を探しており、住環境が整っている申請地の所有者と売買契約に合意し、農地法第5条申請に至りました。農地の区分としては、第2種農地と判断されます。面積が△㎡であります。転用目的は、個人住宅建築であります。給水は公共上水道に接続し給水いたします。雨水に関しては、浸透枳にて地下浸透させ、オーバーフローを西側既存側溝へ接続放流、汚水・雑排水に関しては、合併浄化槽を設置し、浄化水西側既存側溝へ放流する計画であります。一般基準として、1から10までの該当する箇所は適当と判致します。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

事務局 はい、ありがとうございます。池田委員の説明に対して、ご意見・質問等がございましたらお願いいたします。いらっしゃいませんか。無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて送付いたします。続きまして、申請番号⑥番担当の13番山本委員お願いいたします。

13 番 はい、現地確認へ参りました。場所と致しましては、42 ページをご覧ください。40 ページをお願いいたします。○○○○○○○の○○橋を渡ったすぐのところであります。農地の区分は第2種農地であります。面積は△㎡であります。転用目的といたしましては、資材置場であります。申請者は土木業を営んでおり、受注工事の増加により、現在の敷地が手狭になり、申請地には所有者が一部樹木を植えていたように、農地としての管理が出来ないため、双方で売買契約に合意し、農地法第5条申請に至ったようであります。一般基準と致しましては、1から10までの項目につきましては、適当と判断致します。排泄同意、隣接の同意も取っております。以上のことから総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんのご審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。道路を挟んでのことですね。

事務局 はい、今回の申請地は3筆あります。道路を挟んであります。43ページの配置図見ても解ると思われま。

議長 飛地がありありますが、ここも資材置場として利用されますか。

事務局 地番で言いますと、△-△は、△㎡であります。

議長 はい、ありがとうございました。今の案件につきまして、ご意見・質問等がございましたらお願いいたします。無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されました。意見書を付けて送付いたします。続きまして、申請番号⑦番、担当の7番 池田委員説明をお願いいたします。

7 番 はい、現地確認へ参りました。48ページをご覧ください。場所の説明を致します。〇〇〇〇、〇〇〇〇〇等の工場が立地する住宅街に存する農地であります。南側は道路、東側は宅地、北側・西側は農地に接している。申請者は、建設業を営んでおり、平成28年発生 of 熊本地震で住宅の需要が増えていることで、被災者への賃貸住宅を建設する計画で用地を探していた。住宅建設に適した申請地の所有者と売買契約が合意し、農地法第5条申請に至りました。農地区分は第2種農地であります。面積は△㎡、転用目的は賃貸住宅建設であります。給水に関しては申請地接道町道敷地内上水道本管より給水する。雨水に関しては、既存町道雨水側溝へ放流する計画であります。雑排水は下水道本管へ接続し、放流する計画であります。一般基準として、1から10までの検討項目は、適当と判断致します。総合判断と致しましては、許可相当と判断致します。ご審議のほどをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。ここは最近見に行ったとこですね。この辺の開発が進んでおりますね。

7 番 はい、何ヶ月間で2件目の申請ですね。開発が進んできていますね。

議長 はい、ありがとうございました。7番 池田委員の説明に対してご意見や質問等がございましたらお願いいたします。

全委員 ございませ。

議長 はい、それではこの案件に承認していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。

意見書を付けて、県へ送付いたします。続きまして、申請番号⑧番ですが、私が関連しておりますので、退室いたします。議事進行につきましては、職務代理者をお願いいたします。

職務代理 はい、議長が退出されましたので、議事進行を致します。さっそくではありますが、申請番号⑧番の説明を4番 西橋委員お願いいたします。

4 番 はい、現地確認へ参りました。まず、場所から説明いたしますと、54 ページをご覧ください。〇〇インターから山手へ上った所であります。〇〇小学校から△mほどの所であります。町道に面した畑であります。先ほども話がありましたように、55 ページを見ていただきますと、分筆をして△m²を転用する形になりました。農地につきましては、第2種農地であります。転用目的は、申請人は現在、借家住まいであり、住みなれた集落の近くで住宅用地を探していた。土地の所有者と売買契約に合意し、農地法第5条申請に至りました。雨水に関しましては、枡を設置し、オーバーフローしたものを西側町道敷地内側溝へ接続放流。汚水は合併浄化槽にて浄化処理したものを西側町道敷地内側溝へ接続放流。排水同意書も取られております。隣接の同意も取られております。一般基準と致しまして、1から10までの項目に関連するものは、適当と判断しております。総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をお願いいたします。以上です。

職務代理 はい、ありがとうございました。この案件につきまして、御意見等はございませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いただきました。意見書を付けて県へ送付いたします。議長入室を認め、私は議長席を退席いたします。ありがとうございました。

議 長 お世話になりました。では、議案第13号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書6ページをご覧ください。

議案第13号 農業基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成31年3月11日提出 御船町農業委員会会長 富田 早苗。
議案書7ページから10ページにかけて利用権設定がなされております。まずは、今月提出された新規分の利用権設定等状況

一覧表が掲載されております。面積の合計のみ読み上げます。田合計が△㎡、合計△㎡です。畑の合計が、△㎡であります。合計面積は、△㎡であります。続いて9・10ページをご覧ください。再設定の申請であります。合計のみ読み上げさせていただきます。再設定が15件提出されております。田の合計△㎡、畑の合計は△㎡合計が△㎡となっております。続きまして、議案書11ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成31年3月11日提出 上益城郡御船町。

次の17ページをご覧ください。

平成31年第3回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は△㎡畑の累計は、△㎡。田畑合計で△㎡となっております。所有権移転で田△㎡であります。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長 ご意見はございませんか。
それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。
全委員賛成で、承認、決定いたします。

続きまして、議案第14号を提案いたします。事務局より説明を お願いいたします

事務局 はい、議案第14号
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成31年3月11日 提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

14ページをご覧ください。農業公社を通して貸し借りをするものであります。今月町を通して1件ございます。面積の合計のみ読み上げます。田△㎡、畑の申請はございませんので合計も△㎡であります。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。中間管理事業を通して貸し借りをを行うものであります。この件についてご意見等があればお願いいたします。

意見がないようですので、この案件について、承認される方の

挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認されました。続きまして、議案第 15 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 15 号

農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断することについて意見の決定を求める。平成 31 年 3 月 11 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
非農地判定は、2 月 19・22・26 日に実施いたしました。上野・木倉地区から上がってきました。合計 27 筆の申請が上がってきました。それぞれ 2 名以上の判定でありました。結果が次の通りであります。16・17 ページが承認した農地であります。18 ページが否認した農地であります。18 ページの農地は現地確認した結果、作付等はされていないものの、草刈等を行っていた状況であったり、確認された 8 筆が、農業用機械等で農地に戻すことが出来る農地として利用が出来る判断された農地であります。以上です。

議長
事務局
議長

この分としては、私も参加した現地でありますか。

はい、そうであります。

なかなか非農地にならない農地もありますね。3 名で確認されているのを、あえて承認を得なければならないのでしょうか。

事務局

はい、事務局より補足をします。現在、非農地通知とありますが、申請があつて 2 名以上の農業委員・推進委員で、現地確認を行い、その結果を総会で、謀っている形になっております。承認案件・議決案件として、御船町農業委員会は、取り扱っている状況であります。先ほどの意見もあると思います。実際現地を見に行っているわけではありませんので、なかなか賛成・反対などの意見等も言えないと思われま。国の方も耕作放棄地が大変多くなって解消が出来ない状況で、解消が無理なものは、非農地通知を出してくださいといった、方針がありますので、以前は御船町のやり方で、議決案件で強制であったのですが、現在は、さっき言いましたようにどんどん進めなさいということで、農業委員会総会に報告、結果を報告するだけで良いということです。今までこう行ってきたのですが、平成 30 年度も行ってきております。御船町農業委員会としては、議決案件として行ってまいりました。本日総会の場ですので、報告案件でよいのではないかと判断していただきたいと思いま

す。議事の進め方も変えることができます。以上です。

議長 チームで判断していただけたら良いのではないですか。報告で目を通していただけたら良いのではないのでしょうか。

5 番 はい、議長、先月現地確認へ行った所が掲載されておりますが、ある程度、周囲が山で、そこだけが田であって次第に荒廃してきている状態であれば、本人さんが耕作できないと、おっしゃって居るのに、非農地に認めても良いのではないのでしょうか。本人が出来ないとおっしゃっているのですから、他に農地があれば違うでしょうけれど、考えていただけないのでしょうか。

議長 私もこんなことを言ってよいか 解りませんが、心情的には、申請者が高齢で、自宅が被災し、遠くに仮設で生活をしているのであれば耕作ができない状況になる場合がありますので、考えなければならぬと判断致します。農業委員会だけが判断するのではなく、法務局も確認するのですから何ともいえないと思います。我々が外したいと思っても、法務局が現地確認へ来て、これは無理だと判断した場合出来ない状況となります。判断シートがありますよね。

事務局が、挙手しておりますので、事務局お願いいたします。

事務局 はい、事務局からです。平成 30 年度非農地判断基準というのが、先月総会の場で話をさせていただいたのですが、国からのガイドライン通知を読み取るなかで御船町のチェックシートを作成しております。前任者からも話を聞きながら私もガイドライン通知を読み取って判断方法を取っているわけではありますが、これにつきましては、インターネットで各市町村を見ると周囲の状況、(道が無ければ)最初から判断できるのではないのでしょうか。農地が荒廃していなくても出来るのではないかと、という市町村もあるようです。読み取り方で承認や否認が出来る状況であります。悩ましい部分があります。3月18日に郡の研修会がありますので、非農地判断基準について他の4町の意見を聞いて、再度、御船町の判断基準を明確化したいと思います。今の現状では、農地だけを判断している状況です。人、道、機械などで見ておりません。農地のみで判断しております。4月以降の非農地判断基準を見直し訂正をしていきたいと思っております。皆さんへ、お知らせいたします。以上です。

議長 現在のチェックシートは、全国共通ですか。

事務局 基本は全国共通ですが、ガイドライン通知が、農地を耕作でき

るか出来ないかを判断するものであります。物理的条件整備が必要となって言葉が出ております。私が申しました他所の県の市町村で物理的条件整備ということは、道路がないと物理的にこの農地を耕作することは出来ないと判断される農地。国は運用通知だけ出してしております。県と話し、具体的に行いたいと思います。現時点では、前任者から引き継いだのが、農地のみで判断して欲しいと聞いております。平成30年度は行っております。

議長 現地確認へ行くと、管理されている農地を良く見受けます。せっかく管理されている農地を、どうにか農地から外して欲しい、といった要望が多く言われます。管理されているがゆえに認めることが出来ない状況です。

事務局 農業委員会が見に来るから管理した。このような話をよく聞きます。

議長 2番 管理したらいけないとも言えず認められないのが、現状ですね。それと、基準に沿って承認・否認と言ったって法務局が現地確認へ来て認めないこともあると思います。法務局が御船町農業委員会は何なんだ。あいまいな判断をして・・・と言われかねない。

議長 しかし、他県では、認めている県もあります。法務局も統一化しているのですか、わかりませんね。雛形はあっても法務局人それぞれだと思います。こればかりは、解らないですね。

事務局 はい、法務局は基本「地目」という田であれば用水・排水などが整備されたのが、田ですよ。水路等が無いものが畑ですよ。このような単純な見方をすると思われま。今回山林・原野、山林というと雑木が茂っている場合と、竹が生えているものは、山林であります。原野という地目は、うっそうとしていなくても漢字で書くとそのままですが、ハラッパのようなものでも原野として地目が認められるようであります。一概にうっそうと荒れていなければならないと、法務局は認めないとはいえないと判断致します。今話しに出ていたように、農業委員会が認め、法務局が認めないということは無いと判断致します。法務局と話す機会がないため、確認が出来ればとも思います。今までお話した内容を検討し、4月以降にお知らせしたいと思います。

議長 このチェックシートの文言など変えたらどうでしょうか。先に進めなくなる状況だからコメントでも入れられるのであれば、検討

できると思います。インターネット等で、見ることは出来ないのでしょうか。

事務局 チェックシートは、外に出すものではないためたぶん無いと思います。非農地の判断基準はあるとは思いますが。

5 番 法務局は、全部見に来ているのですか。

事務局 はい、基本見に来るようです。私たちが現地確認へ行って申請者から現場が違う、解らないとか言われることもあるので、意外と法務局も私たちよりも山はなれていない状況であります。

議 長 案内はされるのですか。

事務局 案内はいたしません。農業委員会は通知を出すまでで、後は申請者と法務局が、確認いたします。

5 番 先月確認したM氏の農地は、地震により水路などが分断されておりますので、直接相談されたらいいのではないのでしょうか。

議 長 聞き取りで、地目が変わることはあるのですか。

事務局 聞き取りですか。現場に行つて。

議 長 内容を話して、現場で話すことは可能なのですか。

事務局 大半の方は、申請地目が田で、用水を使っていないので水利費を払いたくないため、地目を変更したい意向が有ります。M氏へお話をしたのですが、地目が田であるためで、田から畑へ地目を変更されたらと話しました。非農地が無理なら畑へ地目変更されたらどうでしょうかと提案いたしました。このような手法もあります。

9 番 法務局は、農業委員会の意見等を尊重されるのではないのでしょうか。農業されていないから解らないのではないのでしょうか。

議 長 だから、解らないと思います。道理だけで判断されてもどうしようもない。農業経験者でないため解らないと判断します。

事務局 9番委員の意見のなかで、おそらくですが、農業委員会の判断を基本的に重視されると思います。非農地の判定で、御船町さんこの農地はどんなですかといった話はありませんでした。法務局からの問い合わせなどありませんでした。御船町が判定した農地を非農地として認め、山林・原野として変更はされております。

議 長 差し戻しなどは無かった。ということですね。

事務局 はい。

議 長 又今後も続くわけですから、一人一人の意見が反映できるようにチェックシートは改良が必要だと思います。核心へ行き着かずに判断が出来ない状況になってしまうため苦になります。事務局へシ

一トの変更を要望いたします。よろしくお願いいいたします。次へ移ります。議案第 16 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書の 19 ページをご覧ください。

議案第 16 号

別紙のとおり農作業基準賃金を定めたので、承認を求める。

平成 31 年 3 月 11 日 提出 御船町農業委員会。

議案書 20 ページをご覧ください。

毎年農業委員会では、基準賃金を定めてお知らせをしております。今、掲載している案の状態であります。こちらは平成 30 年度の基準賃金を掲載しております。金額自体は 3・4 年くらい変わってない状況であります。この金額を確認のうえ協議していただきたいと思えます。よろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 今事務局よりあったように、何年も動いてはおりません。一応、基準賃金であるからさわってはおりません。広報などに掲載されますのでこれが基準といわれます。これでは請け負いたくないと思う場合もあります。正直な話。皆さんはどう思われますか。米が安いから金額は上げない方が良いのではという意見もござります。だからそのままにしておいたのであります。

7 番 だが、農機具代は高くなってきております。

議 長 そうですね。燃料代も上がってきている。

例えば、代掻きは、基盤整備は 6,500 円、未整備地区 6,500 円。代掻きは、そうとう時間が掛かりますからどうかと思えます。

7 番 田お越し 5,000 円で、代掻きが 6,500 円、1,500 円UPか。

議 長 受託などされている方はいらっしゃいませんか。

7 番 水稻の収穫ぐらひはしておりますが、外にもいらっしゃるのではないですか。昔、聞いたことがあるのですが、九州の方は、水稻収穫の単価が、安いそうです。12,000 円くらいでは。だから、他所は高いのかな。

議 長 買う方は安い方がいいのですが。

9 番 米の値段ですよ。あんまり安かとですね。

議 長 これは、参考価格ですよといってもですよ。広報で 12,000 円だったてあはたつかねて、100%言われますね。どうしますか、見直ししますか。 しばらく雑談

では意見がないようですので、本年度もこのままの数字で参りますか。承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、あり

がとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、報告第4号を提案いたします。事務局より報告いたします。

事務局 はい、議案書 21 ページをご覧ください。

報告第4号

農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

平成31年3月11日 提出 御船町農業委員会。

22 ページをご覧ください。今月合意解約が2件提出されております。又、2件とも、今月利用権設定で別の方と結ばれております。以上です。

議長 皆さんご確認ください。他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして3月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

11 番

㊞

13 番

㊞